

当社の社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という。）の「選任に関する方針」及び「独立性に関する基準」は以下のとおりです。

＜当社社外役員の選任に関する方針＞

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の選任に関する方針を満たす者とする。

1. 取締役会の審議・決定内容を独立性かつ公平性をもって監督できること。
2. 経営戦略の策定・決定並びに中期経営計画等の業績達成に対して、自己の知見及び見識を反映させることができること。
3. 経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、経営陣に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明できること。

＜当社の社外取締役及び監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性基準＞

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去5年間とする。

1. 当社グループの取締役等に関する独立性基準

当社及び当社の関係会社(注1)（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。

2. 株式保有に関する独立性基準

- (1) 当社の議決権の10%以上を直接または間接的に保有する株主又はその取締役等でないこと。
- (2) 当社グループが議決権の10%以上を直接または間接的に保有する会社の取締役等でないこと。
- (3) 当社グループが政策保有株式として直接または間接的に保有する会社の取締役等でないこと。

3. 主要取引先等に関する独立性基準

- (1) 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高1%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- (2) 当社グループの主要な借入先（当社の連結総資産の1%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- (3) 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
- (4) 当社から年間2百万以上の寄付金を受けている個人又は法人・組合等の団体に所属する者でないこと。

4. 専門的サービス提供者に関する独立性基準

- (1) 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の、社員、パートナー又は従業員でないこと。
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士又はその他コンサルタントとして、当社グループから取締役又は監査役報酬以外に、個人の場合は年間5百万円以上、個人が所属する事務所等の場合は年間12百万円以上又はその事務所等の年間売上総額の1%以上の報酬を受領している者でないこと。

5. その他

- (1) 上記1～4に掲げる者（重要な者（注2）に限る）の二親等以内の親族でないこと。
- (2) 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- (3) 上記1～5（2）に掲げる事項のほか、社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

注1.「関係会社」とは、会社計算規則（第2条第3項第22号）に定める関係会社をいう。

- 2.「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上にある使用人、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士又は法律事務所に所属する者のうち弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）をいう。